

新旧対照表（広島市屋外広告物条例施行規則）

現 行	改 正
第1条 （略） （許可の申請） 第2条 条例第3条の規定による許可，条例第9条第3項の規定による更新の許可又は条例第10条第1項の規定による変更等の許可を受けようとする者は，所定の申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし，市長が認めたときは，添付図書の一部を省略することができる。 (1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件_____の設置の位置及びその付近を表示した図面 (2) 広告物又は<u>広告物を掲出する物件</u>（以下「広告物等」という。）の形状，寸法，材料及び構造に関する仕様書及び図面 (3) 広告物等の意匠，色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物等が照明又は音響を伴うときはその大要に関する図書 (4) 他の法令により官公署の許可，承認，確認等を必要とするものは，その許可書，承認書，確認書等又はそれらの写し (5) 広告物等の表示又は設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは，その承諾書又はその写し (6) 広告物等が条例第20条第1項の規定により管理者を置かなければならない広告物等（当該広告物等の表示又は設置の日から起算して5年を経過したものに限る。）であるときは，当該管理者が作成した所定の点検報告書	第1条 （現行に同じ。） （許可の申請） 第2条 条例第3条の規定による許可，条例第9条第3項の規定による更新の許可又は条例第10条第1項の規定による変更等の許可を受けようとする者は，所定の申請書に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし，市長が認めたときは，添付図書の一部を省略することができる。 (1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件<u>（以下「掲出物件」という。）</u>の設置の位置及びその付近を表示した図面 (2) 広告物又は<u>掲出物件</u>_____（以下「広告物等」という。）の形状，寸法，材料及び構造に関する仕様書及び図面 (3) 広告物等の意匠，色彩及び表示の方法に関する図書並びに広告物等が照明又は音響を伴うときはその大要に関する図書 (4) （現行に同じ。） (5) （現行に同じ。） (6) （現行に同じ。） <u>2 景観計画（広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第6条第1項の景観計画をいう。以下同じ。）の区域内における広告物等に係る前項の規定の適用については，同項第1号中「図面」とあるのは「図面（別表第3に規定する壁面利用広告物の表示面積の総量についての基準に係るものにあつては，広告物等を表示し，又は設置する建築物又は工作物の壁面の面積その他市長が必要と認める事項を表示するものとする。）」と，同項第3号中「方法に関する図書」とあるのは「方法に関する図書（別表第3に規定する広告物の地色の彩度につい</u>

現 行	改 正
第3条 (略) (軽微な変更等) 第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠若しくは色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替え (2) 劇場、映画館等の常設興行場が<u>広告物を掲出する物件</u>の位置及び形状を変更することなく行う、興行内容を表示する広告物の短期かつ定期的な変更 (3) 掲示板にその位置及び形状を変更することなく表示される新聞、ポスター等の広告物の短期かつ定期的な変更 (許可の基準) 第5条 条例第11条第1項の<u>規定による</u>許可の基準は、別表第2に定めるとおりとする。	<u>ての基準に係るものにあつては、広告物の地色（同表の備考の1の(2)に規定する地色をいう。）のマンセル値（同表の備考の1の(3)に規定するマンセル値をいう。）を表示するものとする。）</u>とする。 第3条 (現行に同じ。) (軽微な変更等) 第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) (現行に同じ。) (2) 劇場、映画館等の常設興行場が<u>掲出物件</u>の位置及び形状を変更することなく行う、興行内容を表示する広告物の短期かつ定期的な変更 (3) (現行に同じ。) (許可の基準) 第5条 条例第11条第1項の<u>(削る。)</u>許可の基準は、別表第2に定めるとおりとする。 <u>2 条例第11条第2項に規定する景観計画の区域内における広告物の表示又は掲出物件の設置に係る同条第1項の許可の基準は、前項に定めるもののほか、別表第3に定めるとおりとする。</u> <u>(届出に係る準用等)</u> 第6条 <u>第2条第1項（第1号から第3号までに限る。）及び第2項の規定は、条例第12条第6項本文の規定による届出について準用する。</u> <u>2 条例第12条第6項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置しようとする場合とする。</u> <u>(1) 表示面積（別表第1の備考に規定する表示面積をいう。次条第1項及び第17条第1項において同じ。）が2平方メートル以下の広告物</u> <u>(2) 第4条に規定する軽微な変更又は改造に係る広告物</u> <u>(3) 車両、船舶又は航空機への表示に係る広告物</u> <u>(4) 条例第6条第1項第1号、第3号及び第4号、第3</u>

現 行	改 正
(管理者を設置すべき広告物等及び管理者の資格) <u>第6条</u> 条例第20条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該広告物等（第3号に掲げるものを除く。）自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積（別表第1の備考に規定する表示面積をいう。第16条第1項において同じ。）が10平方メートルを超えるものに限る。 (1)～(3) (略) 2 (略) <u>第7条～第16条</u> (略) (屋外広告業者監督処分簿) <u>第17条</u> (略) 2 (略) 3 <u>第11条</u>の規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する <u>第18条</u> (略) 別表第1（第3条関係） (略) 別表第2（第5条関係） 許可の基準 1 (略) 2 建築物の屋上に設置する広告塔又は平看板 (1) 地表から広告塔又は平看板の上端までの高さが4メートル以下（市長が特にやむを得ないと認める場合は、5.1メートル以下 _____ _____）で、かつ、当該広告塔又は平看板自体の高さが当該建築物の高さと同様以下であること。 (2) 建築物の壁面から外側にはみ出さないものであること。 3～14 (略) 備考 (略)	<u>項並びに第5項第2号に掲げる広告物</u> <u>(5) その他市長が適当と認めて指定する広告物</u> (管理者を設置すべき広告物等及び管理者の資格) <u>第7条</u> 条例第20条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該広告物等（第3号に掲げるものを除く。）自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積（削る。） _____が10平方メートルを超えるものに限る。 (1)～(3) (現行に同じ。) 2 (現行に同じ。) <u>第8条～第17条</u> (現行に同じ。) (屋外広告業者監督処分簿) <u>第18条</u> (現行に同じ。) 2 (現行に同じ。) 3 <u>第12条</u>の規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する <u>第19条</u> (現行に同じ。) 別表第1（第3条関係） (現行に同じ。) 別表第2（第5条関係） 許可の基準 1 (現行に同じ。) 2 建築物の屋上に設置する広告塔又は平看板 (1) 地表から広告塔又は平看板の上端までの高さが4メートル以下（市長が特にやむを得ないと認める場合にあっては5.1メートル以下とし、別表第3に規定する広告物等の表示又は設置に係る高さについての基準が適用される広告塔又は平看板にあつては当該基準で定める高さ以下とする。）で、かつ、当該広告塔又は平看板自体の高さが当該建築物の高さと同様以下であること。 (2) (現行に同じ。) 3～14 (現行に同じ。) 備考 (現行に同じ。)

現 行	改 正
	別表第 3（第 5 条関係） <u>景観計画の区域内における許可の基準</u> 1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A 地区、B 地区及び C 地区に限る。） (1) 壁面利用広告物の表示面積の総量 <u>1 壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面（(3)の本文に規定する基準の範囲内の部分に限る。）の面積の 5 分の 1 以下であり、かつ、30 平方メートル以下であること。ただし、当該面積の 5 分の 1 が 10 平方メートルに満たない場合は、この限りでない。</u> (2) 広告物の地色の彩度 <u>広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）の地色のマンセル値が、0 R から 5 Y までの色相にあつては彩度 8 以下、その他の色相にあつては彩度 6 以下であること。ただし、表示面積が 2 平方メートル以下の広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）及び車両、船舶又は航空機に表示する広告物については、この限りでない。</u> (3) 広告物等の表示又は設置に係る高さ <u>地表から広告物等（建築物又は工作物（塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物に限る。以下この(3)、2 の(3)及び 3 の(3)において同じ。）の壁面等を利用して表示し、又は設置するものに限る。）の上端までの高さが 10 メートル以下であること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示する広告物であつて、次に掲げる要件を満たすものについては、この限りでない。</u> <u>ア ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号であること。</u> <u>イ 直塗りし、又は付加して文字又は記号を表示するものであること。</u> <u>ウ 文字又は記号の大きさが縦 1.2 メートル以下（商標及び駐車場を表す案内用記号にあつては、縦横それぞれ 2.4 メートル以下）であること。</u> <u>エ 文字又は記号に使用する色のマンセル値が彩度 2 以下であること。</u> <u>オ 個数は、1 壁面につき 1 個であること。</u> <u>カ 光源を利用しないものであること。</u>

現 行	改 正
	<u>(4) 広告物等の内容</u> <u>自家用広告物又は管理用広告物であること。ただし、表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び車両、船舶又は航空機に表示し、又は設置する広告物等については、この限りでない。</u> <u>2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（D地区に限る。）、平和大通り沿道地区、縮景園周辺地区、不動院周辺地区、広島東照宮・國前寺周辺地区、広島城・中央公園地区及び広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面する部分に限る。）</u> <u>(1) 壁面利用広告物の表示面積の総量</u> <u>1 壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面（(3)の本文に規定する基準の範囲内の部分に限る。）の面積の5分の1以下であり、かつ、30平方メートル以下（不動院周辺地区にあつては、20平方メートル以下）であること。ただし、当該面積の5分の1が10平方メートルに満たない場合は、この限りでない。</u> <u>(2) 広告物の地色の彩度</u> <u>広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）の地色のマンセル値が、0 Rから5 Yまでの色相にあつては彩度8以下、その他の色相にあつては彩度6以下であること。ただし、表示面積が2平方メートル以下（平和大通り沿道地区にあつては、5平方メートル以下）の広告物（(3)のただし書の規定に適合するものを除く。）及び車両、船舶又は航空機に表示する広告物については、この限りでない。</u> <u>(3) 広告物等の表示又は設置に係る高さ</u> <u>地表から広告物等（建築物又は工作物の壁面等を利用して表示し、又は設置するものに限る。）の上端までの高さが10メートル以下（不動院周辺地区にあつては、7メートル以下）であること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示する広告物であつて、次に掲げる要件を満たすものについては、この限りでない。</u> <u>ア ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号であること。</u> <u>イ 直塗りし、又は付加して文字又は記号を表示するものであること。</u> <u>ウ 文字又は記号の大きさが縦1.2メートル以下</u>

現 行	改 正
	<u>（商標及び駐車場を表す案内用記号にあつては、縦横それぞれ2.4メートル以下）であること。</u> <u>エ 文字又は記号に使用する色のマンセル値が、0 Rから5 Yまでの色相にあつては彩度8以下、その他の色相にあつては彩度6以下であること。</u> <u>オ 個数は、1壁面につき1個であること。</u> <u>カ 光源を利用するものにあつては、光源が文字又は記号の部分の内部若しくは裏面又は背後の壁面に取り付けられていること。</u> <u>(4) 広告物等の内容</u> <u>自家用広告物又は管理用広告物であること。ただし、表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び車両、船舶又は航空機に表示し、又は設置する広告物等については、この限りでない。</u> <u>3 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区に限る。）、リバーフロント・シーフロント地区、西風新都地区、広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面する部分を除く。）、広島駅南口地区、広島市民球場周辺地区、都心幹線道路沿道地区及び宇品みなど地区</u> <u>(1) 壁面利用広告物の表示面積の総量</u> <u>壁面利用広告物の表示面積が1個につき100平方メートル以下（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、60平方メートル以下）であり、かつ、1壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積以下であること。</u> <u>ア 当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面（(3)の本文に規定する基準の範囲内の部分に限る。イにおいて同じ。）の面積が300平方メートル以下（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、180平方メートル以下）の場合 当該面積の3分の1。ただし、当該面積の3分の1が10平方メートルに満たない場合は、この限りでない。</u> <u>イ 当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面の面積が300平方メートル（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、180平方メートル）を超える場合 300平方メートル（リバーフロント・シーフロント地区にあつては、180平方メートル）を当該面積から減じた面積の5分の1の面積に100平方メートル（リバーフロント・シー</u>

現 行	改 正
	<u>フロント地区にあつては、60平方メートル)を加えた面積</u> <u>(2) 広告物の地色の彩度</u> <u>広告物 (3)のただし書の規定に適合するものを除く。)の地色のマンセル値が、彩度10以下であること。ただし、表示面積が10平方メートル以下の広告物 (3)のただし書の規定に適合するものを除く。)及び車両、船舶又は航空機に表示する広告物については、この限りでない。</u> <u>(3) 広告物等の表示又は設置に係る高さ</u> <u>地表から広告物等(建築物又は工作物の壁面等を利用して表示し、又は設置するものに限る。)の上端までの高さが20メートル以下であること。ただし、建築物又は工作物の壁面に表示し、又は設置する広告物等であつて、次に掲げる要件を満たすものについては、この限りでない。</u> <u>ア 自家用広告物で、表示面積が20平方メートル以下のものであること。</u> <u>イ 広告物の地色のマンセル値が、0Rから5Yまでの色相にあつては彩度8以下、その他の色相にあつては彩度6以下であること。</u> <u>4 一般区域</u> <u>1 壁面等における壁面利用広告物の表示面積の総量が、当該壁面利用広告物を表示し、又は設置する壁面の面積の3分の1以下であること。ただし、当該面積の3分の1が10平方メートルに満たない場合は、この限りでない。</u> <u>備考</u> <u>1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> <u>(1) 壁面利用広告物 建築物の壁面等を利用して表示し、又は設置する広告物等(屋上に設置する広告塔及び平看板を含み、突出し看板及び気球広告並びに表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び条例第6条第4項第3号に規定する広告物等を除く。)及び塀、柵、工事現場の仮囲いその他これらに類する工作物の壁面等に表示し、又は設置する広告物等(表示面積が1平方メートル以下の広告物等及び条例第6条第4項第3号に規定する広告物等を除く。)をいう。</u> <u>(2) 地色 広告物の表示面積の3分の1以上の部</u>

現 行	改 正
	<u>分において使用する色をいう。</u> (3) <u>マンセル値 日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色の三属性（色相，明度及び彩度をいう。）の値をいう。</u> (4) <u>ビル名称等 自己の氏名，名称，店名又は商標を自己の住所，事業所，営業所又は作業場の壁面に表示するものをいう。</u> (5) <u>駐車場を表す案内用記号 日本工業規格 Z 8 2 1 0 に定める案内用図記号のうち，車両が駐車してもよい施設及び場所を表示する記号その他これに類する記号を自己の住所，事業所，営業所又は作業場の壁面に表示するものをいう。</u> (6) <u>自家用広告物 自己の氏名，名称，店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため，自己の住所，事業所，営業所若しくは作業場又は車両，船舶若しくは航空機に表示し，又は設置する広告物等をいう。</u> (7) <u>管理用広告物 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し，又は設置する広告物等で，自家用広告物以外のものをいう。</u> (8) <u>一般区域 景観計画区域（広島市景観条例第 6 条第 2 項の景観計画区域をいう。）のうち景観計画重点地区（同項の景観計画重点地区をいう。）以外の区域をいう。</u> <u>2 表示面積については，別表第 1 の備考を準用する。</u> 附則 この規則は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。